

議案第70号

富士見市保育の必要性等の認定に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例の制定について

富士見市保育の必要性等の認定に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、富士見市保育の必要性等の認定に関する基準を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市保育の必要性等の認定に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

富士見市保育の必要性等の認定に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条」の次に「及び第30条の5」を加える。

第3条各号列記以外の部分中「保育の」を「法第20条第1項及び第30条の5第1項に規定する保育の」に改め、同条第7号中「準じる」を「準ずる」に改め、同条第11号中「又は特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等」に改め、同条第12号中「市」を「市長」に改める。

第4条中「保育必要量」を「法第20条第3項に規定する保育必要量」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。